

小発農第149号
令和6年12月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小坂町長 細越 満

市町村名 (市町村コード)	小坂町 (53031)
地域名 (地域内農業集落名)	砂子沢地区 (砂子沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内に認定農業者は1名、その他担い手が地域内に数名おり一部の農地において外部からの耕作者がいる。将来の耕作者も数名見込めるが個人のため、今後の機械更新や作業をまかぬことが困難となることが見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

個人での営農に限界があるため、集落で営農に取組む方法を模索する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手や農地所有者の意向を適時確認し、農地中間管理事業を活用して集積・集団化を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地の集積・集団化に向けて、担い手の農作業に支障がない範囲で地域内の農業を担う者により農地利用進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

大部分でほ場整備が完了している。引き続き農業施設の維持・管理を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、町・県と相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①農作物への被害を防ぐため、町や県の事業を活用しながら鳥獣被害対策に取り組む。

③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。

⑨別紙に定めた事項については、計画変更に当たっての地域協議を省略可能とする。